

## 令和2年度 兵庫県障害福祉審議会特別委員会 主な意見

- 1 日 時 令和2年7月17日（金）14：00～16：30
- 2 場 所 兵庫県民会館7階 亀の間
- 3 意見交換

### [兵庫県における障害福祉分野の課題表出]

- ・視覚障害者にとって、歩きスマホが一番問題であるという周知が必要。
- ・聴覚障害者の中でも中途失聴者は、手話を言語とする方々とは困りごとが違う。
- ・個人によって、情報保障のために必要となる支援が違うことを一般の方に理解してもらうことが難しいため、啓発が必要。
- ・小中学校は情報保障されており、大学はノートテイクなどがあるが、高校は谷間になっており、情報保障の概念があまりないため、支援が必要。
- ・情報保障の支援制度が活用されていないが、制度が使いづらいのではないか。
- ・企業では、働く難聴者に対する支援がほとんどないため、理解の啓発と支援体制の構築が必要。
- ・障害者の支援者の高齢化に伴い、後継者が不足している。この先も安心して過ごすことができる体制の構築が必要。
- ・弱者に優しいバリアフリー化とユニバーサルデザインのまちづくりが必要。
- ・街の中にユニバーサルトイレを増やすことが必要。
- ・身体障害者に対する医療面のサポートが不足している。
- ・発達障害者が障害年金の更新手続きを自分で行うには、煩雑であり、親も高齢化していく中で、次回の更新は大丈夫なのかという不安がある。
- ・発達障害者向けのグループホームが少ない。
- ・発達障害者向けの支援制度はいろいろとあるが、常にアンテナを張っていないと情報が入ってこない。
- ・発達障害者は、障害福祉サービス等につながるものが難しく、現実的につながるのは、就労の場面が多い。
- ・一人暮らしや仕事体験の機会があれば良い。
- ・障害のある女性の生きづらさを理解いただきたい。
- ・命の選別が怖い。
- ・一般就労に馴染めない人達の働き方改革が必要。
- ・現在の支援施設の受け入れは限界に来ている。従来型の入居施設ではなく、家庭的な環境下での新しいタイプの「暮らしの場」を提供する必要がある。

### [ポストコロナ社会における新たな課題]

- ・一番初めに困ったことは、マスクなどの備蓄品が少ししかなかったこと。
- ・障害のある方が使用する衛生用品等の優先的な確保対策が重要。
- ・難聴者がオンライン会議に参加するためには、遠隔による要約筆記が不可欠。
- ・子ども達が自由に遊べる時間や場所が減り、コミュニケーション能力の育成面が心配である。

- ・利用者や介助者の感染、または感染が疑われる場合に対応できないことが懸念される。安定した介護が受けられるように、事業所継続のための支援が必要。
- ・難聴者は口元を見るが、マスクで見えず困る。
- ・オンライン会議参加にあたり情報保障が必要。
- ・密を避けることと、オンラインで社会参加することの双方が難しい。
- ・外で遊ぶ子どもが減り、コミュニケーション能力の形成や子ども達の成長などいろいろと心配な面がある。
- ・医療関係者だけではなく、介護者も検査を優先的にしてもらいたい。また、マスクや消毒液の配布も優先的にしてもらいたい。
- ・ポストコロナ社会の中で、支援者と障害者とのつながり、人を思いやる気持ちが弱くなっている。また、フラストレーションの吐き出し先が相手に向かうことがある。
- ・重症心身障害児者は、肌で触れ合うことが大切なのに面会禁止は厳しい。
- ・施設で、もし集団感染が起こったときに医療がどう対応するのか、これまでは施設を病院化させていたが、如何なものか。
- ・ポストコロナはいつ来るかわからない。とりあえず、今の目の前の対応が重要だと思う。
- ・子供たちは、マスクをしてくれない。
- ・片方で距離を取りましょう、と言いながら、社会参加しましょうは矛盾している。
- ・テレワークが新たな差別につながる可能性がある。
- ・教育の「育」が抜けている現状がある。
- ・福祉人材は命に直面した時の気構えが弱いのではないか。

#### 4 内 容 事務局より資料1・2に基づき説明

##### [障害者差別事例分析・課題検討に係る議論]

- ・合理的配慮はすべきである。
- ・合理的配慮は個別具体的な問題である。
- ・ただし、本人が何を求めているのか。
- ・資料では、詳しい状況がわからない。
- ・スキルが高いと思われている、という事実が何よりも大切。その上で、どうすればよいのか。
- ・自分のところの従業員に置き換えて考えてみたら良い。
- ・当事者にとってみれば、就労だから、ということではない。生活の中で合理的配慮がほしい。
- ・社会人として遅刻は如何か。原因を特定した上で、対応を考え改善していくことが必要ではないか。
- ・いきなりやめてもらいたい、はない。その手前でできる配慮があるはず。
- ・とにかく話し合い、三者で納得した結論を。
- ・法律上は定義されていないが、自らの従業員としてはむしろ義務的な要素の方が、まずは話し合ってもらいたい。